

令和6年度の町民税・県民税(令和5年分所得に対する課税)から

適用される主な改正のお知らせ

1 森林環境税(国税)の創設

森林環境税とは、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるために創設された国税で、国内に住所を有する個人に対して課されます。令和6年度から、個人住民税の均等割と合わせて年間1,000円が課され、町民税・県民税と合わせて町が徴収します。

※東日本大震災復興基本法等に基づき、平成26年度から均等割に1,000円が上乗せされていますが、こちらは令和5年度で終了します。

◆森林環境税と個人住民税均等割の税額

税 目	令和5年度以前	令和6年度以降
森林環境税(国税)	—	1,000円
町民税均等割	3,500円	3,000円
県民税均等割	2,000円 (奈良県森林環境税500円含む)	1,500円 (奈良県森林環境税500円含む)
合 計	5,500円	5,500円

2 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一

上場株式等の配当所得等や譲渡所得等について
所得税の確定申告書を提出する場合

これまで
所得税と個人住民税で異なる課税方式の選択が可能

令和6年度の個人住民税(令和5年分の所得税の確定申告)から
所得税の課税方式と個人住民税の課税方式を一致
(令和4年度の税制改正による)

この改正により、所得税で申告不要を選択した場合は、個人住民税でも申告不要となります。所得税で確定申告を行った場合は、個人住民税においても申告したことになるため、所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択することができなくなります。

※所得税で配当所得等や譲渡所得等を申告した場合の影響について

所得税で上場株式等の配当所得等や譲渡所得等を確定申告した場合、これらの所得は個人住民税においても合計所得金額や総所得金額等に算入されることとなります。

それに伴って、扶養控除や配偶者控除などの適用、個人住民税の非課税判定、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料などの算定及び各種行政サービスなどに影響が出る場合がありますのでご注意ください。

3 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

令和6年度より、国外居住親族に係る扶養控除の適用について、控除の対象となる扶養親族(控除対象扶養親族)の要件が厳格化され、**原則として30歳以上70歳未満の方が除外される**ことになりました。ただし、右記の者は扶養控除等の対象とすることができます。

改正後も対象となる方

1. 留学により非居住者となった方
2. 障害者の方
3. 扶養控除等を申告する納税義務者から、扶養される年における生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている方

提出(添付)または提示が必要な書類

国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合は、確定申告書や町民税・県民税申告書の提出時に、「親族関係書類」や「送金関係書類」、その書類が外国語で記されている場合は和訳文の提出または提示が必要です。

国外居住者が30歳以上70歳未満の方の場合は、それに加えて、以下の確認書類の提出または提示も必要ですのでご注意ください。

ただし、年末調整により扶養控除等の適用を受けている場合は、その必要はありません。

◆令和6年度(令和5年分)以降の必要書類

対象者		添付または提示が必要な書類(○があるものが必要)			
		親族関係書類	送金関係書類	その他の必要書類	翻訳文
29歳以下または70歳以上		○	○	—	
30歳以上70歳未満(※1)	留学により非居住者となった方	○	○	○ 「外国政府または外国の地方公共団体が発行した査証書類に類する写し」 または「在留カードに相当する書類の写し」	○ 左記の各書類が外国語で書かれている場合は、日本語訳
	障害者の方(※2)	○	○	—	
	扶養控除等を申告する納税義務者から、扶養される年における生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている方	○	○ 親族ごとに38万円以上(※3)	—	

(※1)前年の12月31日時点の年齢で判定します。(※2)障害者控除の要件に従います。(※3)国外居住親族ごとに、その年において送金した合計金額と、その金額を送金関係書類により明らかにする必要があります。

令和6年度 町民税・県民税申告のお願い 3月15日(金)まで

－ マイナンバー(個人番号)の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です －

令和6年度町県民税申告書の提出時期となりました。この申告は、みなさんの町県民税や国民健康保険税等を正しく算出する基礎となるだけでなく、所得証明・納税証明などの各種証明書発行にも重要なものです。申告期限3月15日(金)までに必ず提出をお願いします。

町県民税申告書は、申告が必要と思われる方には既にご送付しています。申告が必要な方で、届いていない場合は、町民税務課までご連絡ください。

※所得税の確定申告をする予定の方は、町県民税申告書の提出は必要ありません。

所得がなかった場合でも申告書の提出が必要な方

- ①国民健康保険に加入している方(保険料算定や軽減判定・高額療養費の判定に必要)
- ②後期高齢者医療保険に加入している方(保険料算定や軽減判定に必要)
- ③介護保険に加入している方(保険料算定に必要)
- ④福祉医療制度(ひとり親・身障・重・子ども)の受給者(受給資格判定資料に必要)
- ⑤精神障害者医療費助成制度の受給者(受給資格判定資料に必要)
- ⑥国民年金に加入している方(免除申請に必要)
- ⑦児童手当などの受給の認定を受ける方(判定資料に必要)
- ⑧公営住宅に入居している方(家賃決定に必要)
- ⑨こども園・保育園等園児の保護者(入園申請に必要)
- ⑩他の方に扶養されている方(扶養認定等の所得証明発行のために必要)
- ⑪所得証明・(非)課税証明の交付を必要とする方

*その他にも申告が必要な場合があります。

公的年金等を受給している方の申告

収入が公的年金のみで、支払額(複数ある場合は合計額)が400万円以下の方は確定申告が不要です。ただし、所得税の還付を受ける場合や公的年金以外の所得が20万円を超える場合は、確定申告が必要です。

! 確定申告が不要でも、以下の場合は町県民税に影響することがあるため申告が必要です。

- ▶「公的年金にかかる源泉徴収票」に記載のない各種控除(扶養、障害者、医療費、生命保険料等控除)がある場合
- ▶公的年金以外に所得(20万円以下)がある場合など

町県民税申告書の提出が必要のない方

- ▶所得税の確定申告をする予定の方
- ▶前年中の給与収入が1か所のみで、年末調整が済み、勤務先から吉野町役場に給与支払報告書が提出されている方(勤務先に提出状況をご確認ください。)ただし年末調整していない各種控除(扶養、障害者、医療費、生命保険料等控除)がある場合は申告が必要です。

令和6年度 町県民税申告 休日受付窓口の開設

町民税務課では、町県民税申告の受付を行います。町県民税の申告書の提出を予定している方は、ご利用ください。

(注) 所得税確定申告については、内容により対応できない場合があります。

日時 2月23日(金・祝)
3月 2日(土) いずれも9時～16時

場所 吉野町役場 1階 町民税務課

町・県民税の公的年金からの引き落とし(特別徴収)について

65歳以上の公的年金を受給している方で町県民税を納税する義務のある方については、平成28年10月から町県民税の公的年金からの引き落とし(特別徴収)が始まりました。これにより町県民税は、公的年金の支払いをする年金保険者(社会保険庁など)が年金から引き落とし、町に納められています。
令和6年度も引き続き特別徴収を行いますのでよろしくお願ひします。

令和6年度の年金所得に対する納税額の徴収方法

仮徴収

前年中(令和5年中)の年金所得の金額から計算した税額の2分の1を令和6年4月、6月、8月の3回に分けて引き落とし

本徴収

確定した令和6年度年税額から仮徴収税額を控除した残額を、同年10月、12月、翌年2月の3回に分けて引き落とし

※詳しくは、6月頃に送付する納税通知書にてご確認ください。

廃車手続きをお忘れなく

原動機付自転車・軽自動車を廃車したときは、廃車手続きを忘れずに済ませてください。手続きを忘れてしまうと、実際に原動機付自転車・軽自動車を所有していなくても、毎年4月1日現在で軽自動車税が課税されます。他の市町村に転出される方で、原動機付自転車を所有している方は、標識(ナンバープレート)の交換が必要です。

3月末は、決算期や自動車税の賦課期日の終期等の影響で、廃車や名義変更などの申請が集中し、窓口が混雑します。各種手続きはできるだけ早めに済ませましょう。

車種	手続きをするところ	持ち物
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	役場 町民税務課 Tel(32)3081	標識 印鑑
軽自動車 (軽四輪・軽三輪)	軽自動車検査協会奈良事務所 大和郡山市額田部北町980-3 Tel050(3816)1845	左記にお問い合わせください。
軽二輪車 (125ccを超え250cc以下のもの) 小型二輪車 (250ccを超えるもの)	近畿運輸局奈良運輸支局 大和郡山市額田部北町981-2 Tel050(5540)2063	

▶軽自動車の各種手続き案内

軽自動車検査協会
ホームページ



▶自動車の各種手続き案内

奈良運輸支局ヘルプデスク
(音声・FAXサービス)
Tel050(5540)2063

年金相談のご予約は各年金事務所の予約専用ダイヤルへ

奈良県内の年金事務所の予約制による年金相談は「年金相談予約専用ダイヤル」で受付します

▶予約の申込方法

年金相談のご予約は、相談希望日の1か月前から2日前まで、相談ご希望の年金事務所等の予約専用ダイヤルにて受け付けています。

奈良年金事務所 Tel0742(35)1375
大和高田年金事務所 Tel0745(22)3533
桜井年金事務所 Tel0744(46)0978
奈良年金相談センター Tel0742(36)6501

【受付日時】平日8時30分～17時15分

※この電話番号は、予約のみの専用ダイヤルですので、相談はお受けできません。

▶予約の際の必要事項

相談される方の 1. お名前・基礎年金番号
2. ご連絡先の電話番号
3. 主な相談内容

※予約の混雑状況により、ご希望の日時を調整させていただきます。あらかじめご了承ください。

◆お問い合わせ

大和高田年金事務所 Tel0745(22)3531
町民税務課 年金担当
NTT…Tel(32)3081内線124 IP直通…Tel(39)9063

マイナンバー
カードを作ったなら

ご自宅からスマホで確定申告 試してみませんか

令和5年分 所得税および復興特別所得税・贈与税の**確定申告**は、**3月15日(金)**までです

スマホ申告
をおススメ
する理由

画面が見やすく操作
が簡単→スマホサイ
ズに合わせた画面で
“サササツ”と入力

証明書から金額な
どを入力するだけ
→計算誤りなしで
“バシッ”と正確

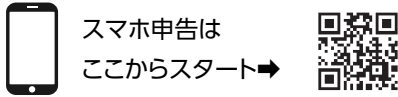
カメラで給与所得の源
泉徴収票を読み取れ
る→スマホでパシャリ
と“ラクラク”自動入力

青色申告決算書・収支内訳
書もスマホで作成→面倒な
減価償却も一度入力すれ
ば翌年から“サクッ”と計算

STEP

1 「国税庁ホームページ」へアクセス

- ▶ 税務署に行く手間と時間がかかりません
- ▶ 確定申告期間中は**24時間いつでも**利用できます



スマホ申告は
ここからスタート→

STEP

2 申告書を作成

- ▶ 画面の案内に沿って入力す
れば、税額などが自動計算
され、簡単に作成できます



STEP

3 国税庁ホームページからe-Taxで送信

e-Taxの送信方法は**2通り**

1

マイナンバーカード方式

注目

- ①マイナンバーカード
- ②マイナンバーカード
読取対応のスマホ



全国で249万人が
自宅等からスマホで
申告しています

パソコンの場合、ICカードリーダライタでも可

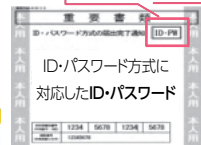
2

マイナンバーカードをお持ちでない方

ID・パスワード方式

ID・PWが目印

- ①ID(利用者識別番号)
- ②パスワード(暗証番号)



※マイナンバーカードが普及するまでの暫定的な対応です

[ID・パスワード方式の届出完了通知]を確認

※申告書の控えと一緒に保管されている場合があります

印刷して郵送等で提出も可能です



吉野税務署で確定申告の相談等をご希望の方へ

- ▶ 確定申告会場の開設期間 2月16日(金)～3月15日(金)(土・日・祝日を除く)
- ▶ 相談受付時間 16時まで(混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります。)
- ▶ 確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。(LINEでの事前発行が便利です。)
- ▶ スマートフォンを利用した申告書の作成を推進しています。ご自身の『スマートフォン』と『マイナンバーカード』、『マイナンバーカード取得時に設定した暗証番号(4桁・6桁以上)』をご持参ください。(取得している方のみ)



ご注意

「土地や建物等の譲渡所得」、「金地金などの総合譲渡」、「山林所得」、「贈与税」の相談は、上記開設期間中の**月・木・金曜日のみ**(2/29(木)は除く)

平日お仕事等でお忙しい方へ

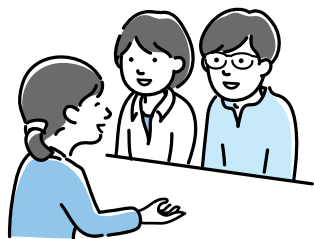
休日納税相談窓口開設 2月23日(金・祝) 3月2日(土) 9時～16時

国民健康保険についての相談

上記日程で、国民健康保険についての相談窓口を開設します。また電話での相談もお受けします。

岡町民税務課 国民健康保険担当

NTT…Tel(32)3081 IP直通…Tel(39)9063



税金についての相談

令和5年度の町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税の納付期限は既に経過しています。納付忘れがないか今一度ご確認ください。

いろいろな事情で納期限までに納めることができなかつた方は、そのままにしておかないで、早めに、印鑑と納税通知書などを持ってお越しください。相談は電話でもお受けします。(ご相談の内容によってはご来庁をお願いする場合があります。)お気軽にご相談ください。

岡町民税務課 税務担当

NTT…Tel(32)3081 IP直通…Tel(39)9062

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納期限

第8期納期限 **2月29日(木)**

納め忘れ等により、納期限までに納付がなかった場合は、督促状が発送されることになります。

また、特別な事情もないままで未納が続きますと、差押さえなどの滞納処分や、有効期限の短い被保険者証の交付等の処分の対象となりますので、ご注意ください。

最寄りの金融機関【南都銀行・奈良県農協・ゆうちょ銀行・郵便局】やコンビニエンスストア、スマートフォンアプリ等で納付してください。

口座振替の場合は、納期限の前日までに納税額・保険料に見合う金額の準備をお願いします。

岡町民税務課 保険担当

NTT…Tel(32)3081 IP直通…Tel(39)9063

Jアラート情報伝達訓練を実施します

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム(Jアラート※)を用いた訓練で、吉野町以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。

訓練実施日時

2月9日(金)午前11時00分頃

※Jアラート…地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステム

岡総務課 ☎(32)3081

▶情報伝達手段

- ①音声
 - ・音声告知放送
 - ・防災無線戸別受信機
- ②文字伝達(インターネット媒体)
 - ・町公式ホームページ ・町公式LINE
 - ・町公式X(旧Twitter)
 - ・町公式Facebook
 - ・町メール配信サービス(登録制)

▶放送試験内容

- ①町内各戸または避難所等に設置の受信機から、一斉に放送されます。
【放送内容】チャイム音・「これはJアラートのテストです。」(3回繰り返し)「こちらは防災吉野です。」チャイム音
- ②左記の各文字媒体(登録している方)にプッシュ型で訓練通知が配信されます。